

# 新潟県市町村総合事務組合公報

号外

平成 31 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合

## 目 次

規 則	ページ
6 新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例施行規則の一部を改正する規則	1

## 規 則

新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 31 年 4 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

### 新潟県市町村総合事務組合規則第 6 号

新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前				
(支給通知) 第 3 条 (略) <u>(条例第 2 条第 2 項に規定する規則で定めるもの)</u> 第 4 条 条例第 2 条第 2 項に規定する退職報償金を支給することが適当でない者は、別表左欄に掲げる組合市町村等の同表右欄に掲げる非常勤消防団員とする。 (規則で定める階級) 第 5 条 (略)	(支給通知) 第 3 条 (略)  (規則で定める階級) 第 4 条 (略)				
別表 (第 4 条関係)					
<table border="1"><tr><td>組合市町村等</td><td>非常勤消防団員</td></tr><tr><td>柏崎市</td><td>機能別消防団員</td></tr></table>	組合市町村等	非常勤消防団員	柏崎市	機能別消防団員	
組合市町村等	非常勤消防団員				
柏崎市	機能別消防団員				

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。